g　会社が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

h　役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ｈにおいて同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第２条第16号に規定する社外監査役をいう。）に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。

(37)　コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。

(38)　監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(39)　経理の状況

第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。

(40)　［略］

(41)　連結貸借対照表

第二号様式記載上の注意(60)本文に準じて記載すること。

(42)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

第二号様式記載上の注意(61)本文に準じて記載すること。

(43)　連結株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意(62)本文に準じて記載すること。

(44)　連結キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(63)本文に準じて記載すること。

(45)　連結附属明細表

第二号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。

(46)　その他

a　［略］

b　第二号様式記載上の注意(65)ｃ及びｄに準じて記載すること。

c　［略］

(47)　財務諸表

a　［略］

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(47)（ｂを除く。）から(52)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47)（ｂを除く。）から(52)までに準じて記載すること。

［ｃ～ｆ　略］

(48)　貸借対照表

第二号様式記載上の注意(67)本文に準じて記載すること。

(49)　損益計算書

第二号様式記載上の注意(68)ａ本文及びｂに準じて記載すること。

g　会社が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

h　役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ｈにおいて同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第２条第16号に規定する社外監査役をいう。）に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

(37)　コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(38)　監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。

(39)　経理の状況

第二号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。

(40)　［同左］

(41)　連結貸借対照表

第二号様式記載上の注意(61)の本文に準じて記載すること。

(42)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

第二号様式記載上の注意(62)の本文に準じて記載すること。

(43)　連結株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意(63)の本文に準じて記載すること。

(44)　連結キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(64)の本文に準じて記載すること。

(45)　連結附属明細表

第二号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。

(46)　その他

a　［同左］

b　第二号様式記載上の注意(66)のｃ及びｄに準じて記載すること。

c　［同左］

(47)　財務諸表

a　［同左］

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(47)（ｂを除く。）から(52)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47)（ｂを除く。）から(52)までに準じて記載すること。

［ｃ～ｆ　同左］

(48)　貸借対照表

第二号様式記載上の注意(68)の本文に準じて記載すること。

(49)　損益計算書

第二号様式記載上の注意(69)のａ本文及びｂに準じて記載すること。